ー　児童手当のあらまし　ー

令和５年度版

児童手当を請求できる方

金沢市内に住民登録があり、中学校修了前（15 歳になって最初の年度末まで）のお子さんを養育している方が請求することができます。

- **父母ともに収入がある場合は、生計中心者（継続的に所得の高い方）が請求者となります。**
- 父母以外の方がお子さんを養育している場合は、養育している方が請求できます。
  （児童養護施設等の施設設置者、里親、未成年後見人、父母指定者、その他の養育者など）
- 単身赴任等で金沢市に住民登録がある方も請求できます。
- 国内に居住しているお子さんのみが対象となります。（海外留学中の場合は証明書が必要）
- 受給者が変更となる場合は、新たに受給者となる方の新規申請が必要ですのでお問い合わせください。

公務員の方は金沢市では請求できません。勤務先に請求してください。

児童手当の月額

対象となる児童	所得制限限度額未満（児童手当）	所得制限限度額以上（特例給付）	所得上限限度額以上
３歳未満（３歳到達月まで）	１５，０００円	児童１人につき５，０００円	支給はありません
３歳から小学校修了前（第１子・第２子）	１０，０００円		
３歳から小学校修了前（第３子以降）	１５，０００円		
中学生	１０，０００円		

※　18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者で年齢の１番高い者から第１子として計算します。

※　所得制限額について詳しくは見開き右のページの【所得について】をご覧ください。

児童手当の振込み

振　込　日	６月１５日	１０月１５日	２月１５日
支給対象月	２月～５月分	６月～９月分	１０月～１月分

※　15 日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日が振込日となります。

※　振込通知は行っておりませんので、通帳等でご確認ください。

※　金沢市外へ転出される場合は、転出予定日の属する月分まで金沢市から支給します。（原則翌月振込み）

ー　お問い合わせ先　ー

金沢市役所　子育て支援課　児童手当担当

〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号

電　話　（０７６）２２０－２２８５

ＦＡＸ　（０７６）２２０－２３６０

申請に必要なもの

（1）児童手当認定請求書（各申請窓口にあります。金沢市ホームページからもダウンロードできます。）
（2）本人確認書類
① 請求者（父母のうち継続的に所得の高い方）本人が申請する場合
・**請求者本人の**本人確認書類
ア．写真付き証明書は１点　：マイナンバーカード、免許証、パスポート等
イ．写真がない証明書は２点：健康保険証、年金手帳、社員証、母子手帳等
② 請求者本人以外（代理人）が申請する場合
・代理権を確認できるもの（委任状もしくは**請求者の**本人確認書類（顔写真付き）の原本）
・**代理人本人の**本人確認書類
ア．写真付き証明書は１点　：マイナンバーカード、免許証、パスポート等
イ．写真がない証明書は２点：健康保険証、年金手帳、社員証、母子手帳等
（3）**請求者本人の**健康保険証又は年金加入証明書（国民年金加入者は不要）
※配偶者の保険証、お子さんの保険証では受付できません。
（4）請求者本人及び配偶者のマイナンバーがわかるもの
（例：マイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書等）
（5）**請求者本人名義の**普通預金（貯金）通帳又は口座のわかるもの
（6）別居監護申立書（請求者とお子さんの住民登録地が異なる場合）
※お子さんのマイナンバーの記載が必要です。

児童手当-年度更新について（現況届の提出は原則不要になりました）

【児童手当の年度更新とは】
毎年６月以降に、児童の監護状況や所得を確認し、手当の受給資格を再審査します。その結果、支給金額が変更になった場合や所得要件により支給が無くなる場合は、ご案内を送付します。
※引き続き受給資格があると認められ、かつ、前年度と支給金額に変更が無い場合は、ご案内の送付はありません。

受給資格の再審査のために、現況届の提出が必要でしたが、令和４年度より原則不要になりました。下記に該当する方のみ、引き続き現況届の提出が必要です。
（現況届の提出が必要な方）
・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
・離婚協議中で配偶者と別居されている方
・児童と別居中の方
・配偶者の住民票が市外の方　等

提出が必要な方には、現況届を送付します。
提出が無い場合、６月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

所得について

令和５年４月・５月分の手当については令和４年度（令和３年中）の所得で、
令和５年６月分以降の手当については令和５年度（令和４年中）の所得で審査します。

（１）所得とは

- 自営業の方　　→　収入から必要経費を差し引いた金額
- 給与のみの方　→　源泉徴収票に記載の【給与所得控除後の金額】※給与収入金額ではありません。
- 下記所得がある場合、上記の所得と合算します。
  退職所得（総合課税）、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、
  先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等、特例適用配当等、条約適用利子等、条約適用配当等

（２）控除額

（１）の金額から一律 80,000 円（法定の社会保険料相当額）等を控除した額で審査します。

【以下は該当する方のみ、控除が受けられます。】

※　雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生控除が受けられます。

※　給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する場合は、その合計額から 100,000 円を控除します。

（３）所得制限限度額・所得上限限度額表

（１）所得から（２）控除額を差し引いた金額 にて算出された金額を、下記の限度額と比較します。

※扶養親族等の人数は、所得税法上の扶養人数を指します。

	①所得制限限度額	②所得上限限度額
扶養親族等の人数（カッコ内は例）	所得額（収入額の目安）単位：万円	所得額（収入額の目安）単位：万円
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622（833.3）	858（1071）
1人（児童１人の場合 等）	660（875.6）	896（1124）
2人（児童１人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合	698（917.8）	934（1162）
3人（児童２人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合	736（960）	972（1200）
4人（児童３人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合	774（1002）	1010（1238）
5人（児童４人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合	812（1040）	1048（1276）

左表①（所得制限限度額）未満の場合
→児童手当を支給します。

左表①以上②（所得上限限度額）未満の場合
→特例給付（児童１人につき月額一律 5,000 円）を支給します。

左表②（所得上限限度額）以上の場合
→児童手当及び特例給付は支給されません。

（４）その他

- 手当が支給されなくなった以後に下記に当てはまる方は**改めて認定請求書の提出が必要です。**
- 翌年度以降に、所得額が減少し、②を下回った場合（翌年度の５月にご申請ください。）
- 所得の修正申告を行い、所得額が②を下回った場合（修正申告後、すみやかにご申請ください。）

異動があった場合の届出

受給者に下記の異動があった場合、すみやかに届出してください。
事由発生日（出生、施設への入退所、転出予定日等）の翌日から 15 日以内に届出がない場合は、支給できない月が発生する場合があります。

事　　由	必要書類
お子さんが出生等により増加したとき	額改定認定請求書※受給者の保険証が必要です。
受給者がお子さんと別居したとき （お子さんを養育している場合のみ）	別居監護申立書 ※お子さんのマイナンバーの記載が必要です。
受給者がお子さんを養育しなくなったとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
お子さんが児童福祉施設等へ入所したとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
お子さんが児童福祉施設等を退所したとき	認定請求書又は額改定認定請求書
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届　※勤務先への新規申請も必要です。
受給者等（配偶者及び児童）のマイナンバーを新たに登録・変更・削除するとき 例：婚姻による配偶者の番号の登録 　　離婚による配偶者の番号の削除　等	個人番号変更等申出書
振込先の金融機関を変更するとき 婚姻等により口座名義を変更するとき	口座振替支払変更依頼書 （ただし、変更は受給者本人名義に限ります。）
受給者が金沢市外へ転出したとき	転入先の市区町村へ、新規申請してください。
３歳未満の児童がいる受給者で、自身（受給者）の加入する年金が変わったとき	変更届

※　金沢市内で転居される場合には、特に届出は必要ありません。（お子さんと別居となる場合を除く。）

受付窓口

窓口名	所在地	電話	受付時間
本庁子育て支援課	広坂１丁目１番１号	２２０－２２８５	９：００～１７：４５
本庁市民課		２２０－２２４１	
森本市民センター	南森本町ヌ３３番地	２５８－１１３０	８：３０～１７：１５
金石市民センター	金石通町３番１４号	２６７－０００１	
犀川市民センター	末町６の６７番地１	２２９－０００１	
安原市民センター	福増町北１０６７番地	２４９－２００１	
額市民センター	額谷３丁目１番地１	２９８－００４５	
押野市民センター	八日市２丁目４６４番地	２４１－２５５９	
浅川市民センター	田上の里２丁目３番地	２２１－３３４４	
新神田市民センター	新神田４丁目３番１０号（金沢新神田合同庁舎）	２９１－６２６６	
湊市民センター	湊３丁目５番地９	２３９－２２１１	
本町市民センター	本町１丁目５番３号（リファーレ２Ｆ）	２６０－０３６５	
近江町市民センター	青草町８８番地（近江町いちば館４Ｆ）	２６０－０２５０	
泉野市民センター	泉が丘１丁目２番２２号	２４２－８５５２	
泉野福祉健康センター		２４２－１１３１	
元町市民センター	元町１丁目１２番１２号	２５２－０２５７	
元町福祉健康センター		２５１－０２００	
駅西市民センター	西念３丁目４番２５号（金沢市保健所）	２３４－５１４１	
駅西福祉健康センター		２３４－５１０３	